

第7章 基本計画各論

基本目標Ⅲ

人の暮らしを支えるまち

重点目標 1 快適な暮らしを営むために

利便性の高い道路網・交通体系の整備

■ 現状と課題

本市における道路網は、沿岸部を東西に走る国道 188 号と、内陸部で環状につながる県道で各地域が接続されており、さらに都市計画道路や市道が市域を網状に補完しています。また、国道 188 号や主要地方道により、山陽自動車道や隣接市町との広域連携軸が形成されています。

都市計画道路のうち年次的に整備を進めている虹ヶ丘森ヶ峠線は、平成 22 年に浅江・島田間が開通し、国道 188 号のバイパス的な機能を持つ道路として、交通渋滞の緩和など市民生活の利便性の向上に大きく貢献していますが、瀬戸風線を含めた全線の早期の整備が求められています。

生活道路については、防災や日照の確保などの役割も有しており、引き続き、歩行者と車の共存を図りながら、子どもや高齢者が安心して利用できる空間として、人にやさしい道づくりを推進する必要があります。

公共交通機関であるバス・鉄道・航路は、市民の日常生活における移動手段として重要な役割を果たしていますが、モータリゼーションの進展で利用者数が減少する中、路線の維持・確保が課題となっています。一方で、高齢化の進展とともに、生活に密着したバス交通の重要性が高まっており、民間事業者や地域の協力を得ながら、持続可能な公共交通体系を構築するとともに、地域の足は地域で支えるという意識の醸成を図る必要があります。

■ 基本方針

日常生活や産業経済活動の利便性を確保し、地域の持続的な発展を促進するため、「都市計画マスタープラン」に基づき、広域幹線道路や市域を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、安全な生活道路の整備に努めます。

また、民間交通事業者に対する支援や地域との協働による生活交通の維持・確保を図り、市民の視点に立って、利用しやすい公共交通体系の確立を目指します。

■ 政策展開の方向

(1) 広域幹線道路の整備

近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、地域高規格道路（周南道路）及び（仮称）光下松間道路の早期実現を関係機関に要請します。

また、主要地方道徳山光線や光上関線、光日積線など幹線道路の整備促進に努めます。

さらに、国道 188 号の無電柱化推進事業等を促進することにより都市環境の整備を推進します。

（２）幹線道路等の整備

国道１８８号を補完する都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線などの整備を促進するとともに、地域間を結ぶ一般県道光井島田線などの県道や補助幹線道路の整備促進に努めます。

一方、長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路については、必要性の検証、評価を行い、廃止も含めた見直しを進めます。

（３）生活道路の整備

市民が日常的に利用する生活道路については、道路の拡幅や歩道の改良など、生活者の安全性と利便性に配慮した整備に努めるとともに、道路パトロールの強化等を通じて、点検・補修など、道路施設の適切な維持管理に努めます。

また、幅員狭小路線の安全対策として、待避所の整備などを行います。

（４）地域公共交通の充実

交通事業者等との連携により、市民生活の利便性を高めるバスや鉄道などの公共交通機関の充実を図るとともに、路線の存続に向けて、利用率の向上に努めます。

また、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通を確保するための、新たな交通サービスの可能性について検討します。

（５）交通結節機能の充実

J R 光駅を中心とした交通結節点としての機能の強化と利便性の向上を図るため、駅駐車場の機械化など、駐車場や駐輪場の充実に努めます。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①道路改良率	73.2%	75.0%
②都市計画道路整備率	72.3%	80.0%
③「歩道の拡幅・段差の解消」に関する満足度	35.7%	36.0%
④市内の J R 駅利用者数（１日あたり）	3,298 人	維持
⑤バスの乗客数（１日あたり）	131 人	130 人
⑥「バス交通網の整備」に関する満足度	24.6%	30.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★都市計画マスタープランの推進						都市政策課
幹線道路の計画的整備						道路河川課
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備促進						道路河川課
市道、生活道などの整備						道路河川課
都市計画道路網の見直し						都市政策課
道路パトロールの実施						道路河川課 生活安全課
法定外公共物維持管理支援事業の実施						道路河川課
橋梁点検・修繕の推進						道路河川課
市営バスの運行						商工観光課
地方バス路線維持対策						商工観光課
地域公共交通対策	モデル事業 →	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				商工観光課
★光駅前駐車場の整備	計画策定等 →					都市政策課

重点目標 1 快適な暮らしを営むために

適正な土地利用と良好な都市景観の形成

■ 現状と課題

室積・虹ヶ浜海岸や島田川をはじめ、象鼻ヶ岬や石城山などの豊かな自然は、今を生きる私たちだけのものではなく、未来に守り伝えるべき遺産です。その一方で、都市の活力向上のために市街地化等も求められていることから、本市では、これまで自然環境と都市生活との調和を基本に、秩序ある土地利用の実現に努めてきました。

こうした中、社会経済情勢の変化に対応するため、県内で都市計画区域の再編が進められ、小周防・立野地区が新たに都市計画区域に編入されました。このため、今後は、周南都市計画区域と周南東都市計画区域の2つの都市計画区域を、それぞれ一体の都市に見立て、総合的な整備、開発、保全を進めていく必要があります。

また、本市は、豊かな自然に加えて、海商通りの歴史的町並みや農山村地域の田園風景など、長い歴史や人々の営みの中で育まれた美しい景観を有しています。このため、平成22年に制定した景観条例の理念に基づき、景観行政団体にふさわしい良好な景観の整備・保全が必要です。さらに、市民や事業者の理解を得ながら、目に見える景観だけでなく、音や風など五感を通して感じる、個性と魅力のある景観形成が求められています。

■ 基本方針

山・川・海の恵まれた自然環境の保全と都市づくりの調和を図るため、「都市計画マスタープラン」に基づく計画的な土地利用を推進します。

また、歴史的町並みや田園風景などの景観の保全と創造に向けて、市民や事業者と一体となった景観形成の取組みを促進し、本市の個性と魅力を次世代に伝えます。

■ 政策展開の方向

(1) 適正な土地利用の推進

「都市計画マスタープラン」に基づき、地域の特性に応じた適切な利用規制や誘導のあり方等について検討します。

また、小周防・立野地区が新たに都市計画区域に編入されたことから、良好な環境と調和した計画的な土地利用を推進します。

(2) 都市景観の創出

景観法や景観条例に基づく「景観計画」を策定し、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々、歴史的な町並みなど、本市特有の景観の形成と保全に向けた具体的な取組みを推進します。

また、特に景観の保全や誘導が必要な地域については、地域住民の理解と合意のもとで、屋外広告物の規制や建築物の高さ、意匠の誘導など、行為の制限を行うことを検討します。

(3) 景観形成への市民意識の高揚

ワークショップや研修会などを通じて、良好な景観づくりに関する市民意識の醸成を図るとともに、市民や事業者との協働により、地域固有の景観の形成と保全を推進します。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「まち並み、景観の整備」に関する満足度	39.5%	45.0%
②良好な景観の形成に心がけている人の割合	69.6%	75.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★周南東都市計画区域の土地利用	検討 ■ ■ ■ ■ ■ ▶					都市政策課
景観計画※	策定 ■ ■ ■ ■ ■ ▶					都市政策課
建築協定の活用						都市政策課
海商通りの保存活用と光ふるさと郷土館の充実						文化・生涯学習課
市民向け景観マニュアル※	作成 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ▶					都市政策課
市民参加による景観形成の推進						都市政策課
無電柱化による歩行環境の整備						都市政策課

重点目標 1 快適な暮らしを営むために

市民が憩う公園の整備と緑化の推進

■ 現状と課題

都市における公園や緑地は、暮らしに潤いとやすらぎを与えるオープンスペースであるとともに、災害時における避難場所や良好な都市景観の形成などの役割を担っています。

本市では、これまで多様な公園・緑地の整備や樹木・花の配布など、花と緑のまちづくりに努めてきました。また、平成14年にオープンした冠山総合公園は、四季を通じて花木を楽しめる憩いの場として、梅まつりをはじめ「花まつり」を中心に、市内外からの多くの人々で賑わうとともに、子育てや健康づくりの場としても広く利用されています。

市民の快適な居住環境を創出していくため、引き続き、公園・緑地などの適正な維持管理に努める一方、地域の身近な公園である街区公園や児童遊園地は、地域住民による維持管理体制づくりを構築していくことが求められます。

また、緑に対する市民意識の高揚を図り、市民参加によるまちの緑化を進めていくことが必要です。

■ 基本方針

緑豊かなまちづくりを進めるため、「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適正な配置と保全に努めます。

また、花壇コンクールや緑のカーテン、アダプト・プログラム（里親制度）などを展開することにより、市民・事業者との協働による緑化活動の推進に努めます。

■ 政策展開の方向

(1) 公園の整備

「緑の基本計画」に基づき、防災や人材育成などの視点も加えながら、公園・緑地の適正な配置と保全に努めるとともに、地域住民による維持管理体制の構築に努めます。

また、冠山総合公園については、遊具を備えた「子どもの森」など主要な施設が整ったことから、今後は、施設を有効に活用するとともに、市民の憩いの場としての機能の充実に努めます。

さらに、光スポーツ公園や大和総合運動公園については、スポーツ・レクリエーションの場として機能の向上に努めます。

このほか、里山等を活用した環境保全型自然公園の整備を検討します。

(2) 緑化の推進

花壇コンクール、誕生記念植樹等の開催など市民参加による緑化活動の推進に努めるとともに、アダプト・プログラム（里親制度）などへの市民や事業所等の参加を促進することにより、身近な公園の環境緑化に努めます。

また、市民参加のもと、公園緑地や街路樹などの適正な維持管理に努めるとともに、公共施設の環境緑化を推進します。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「都市公園整備」に関する満足度	35.5%	40.0%
②冠山総合公園の利用者数	285,286 人	300,000 人

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
★緑の基本計画の推進						公園緑地課
冠山総合公園等の機能の充実						公園緑地課
街区公園、近隣公園等の整備						公園緑地課
環境保全型自然公園の整備※	調査・検討					公園緑地課
市民参加による緑化活動の推進						公園緑地課 関係各課
街路樹や植樹帯の整備						公園緑地課
公共施設緑化の推進						公園緑地課 関係各課
緑地協定制度※	検討					公園緑地課

重点目標 1 快適な暮らしを営むために

快適で潤いのある住宅・住環境の整備

■ 現状と課題

本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、各種の生活基盤も充実した住みよいまちとして高い評価を得ていますが、住まいに対するニーズの多様化をはじめ、住宅団地造成時に建築された住宅の老朽化、住宅団地内の高齢化など、住環境を取り巻く新たな課題への対応が急務となっています。

このため、今後は、高齢者住宅対策や多世代同居の促進など、住宅・住環境の質的向上を図るとともに、大規模地震等に対する安全対策など、災害に強い住環境づくりが必要です。

また、本市には、平成23年4月1日現在、34団地1,254戸の市営住宅がありますが、このうち783戸、約62%が昭和40年代以前に建設されたもので、老朽化が著しく、適切な維持管理と計画的な整備が課題となっています。

人口減少と高齢化が同時に進む中、量的・質的両面からの市民ニーズを十分に把握しつつ、「市営住宅等長寿命化計画」に基づく公営住宅の建替えや管理戸数の適正化、段差解消や手すりの設置等によるバリアフリー化など、誰にもやさしく安心して良好な居住環境の整備を進めていく必要があります。

■ 基本方針

本市の特性を活かした良好な住宅・住環境づくりを行うとともに、建築物の耐震化を促進し、若者から高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成に努めます。

また、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅のストック水準の適正化を図るとともに、誰にもやさしく安心な市営住宅の整備・提供を推進します。

■ 政策展開の方向

(1) 住環境の向上

多世代が安心して快適に住み続けられる住環境づくりの支援に努めます。

また、住宅のバリアフリー化や耐震化など、住宅改修に関する相談への適切な指導、助言を行う相談窓口の充実に努めるとともに、市民が取り組む木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援します。

(2) 良質な公営住宅の供給

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な住宅の建替えや用途廃止を進めるとともに、適切な維持管理により、良質な公営住宅のストック水準の適正化を図ります。

また、段差解消や手すりの設置等によるバリアフリー化など、高齢者や障害者等にやさしい居住環境の整備に努めます。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「快適な居住空間の整備」に関する満足度	36.9%	50.0%
②民間住宅の耐震化率	67.4%	90.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
木造住宅等に対する耐震診断や耐震改修の支援						建築住宅課
老朽化した市営住宅の改善						建築住宅課
★市営溝呂井住宅の建替え	計画策定等					建築住宅課

重点目標 1 快適な暮らしを営むために

安全でおいしい水の供給

■ 現状と課題

昭和20年に、旧光海軍工廠専用水道の施設を引き継いで始まった本市の上水道事業は、現在、第四次水道拡張事業として、「災害等に強い安定性の高い水道」、「安心な水道」を目的に、老朽化した浄水場設備の更新事業を基幹に、配水池築造による安定給水の確保などに取り組んでいます。

島田川の伏流水を水源とする水道水は、良質な水として高い評価を受けるなど、本市の強みの一つとなっており、平成20年に上ヶ原簡易水道を、平成21年には大和簡易水道及び岩屋・伊保木簡易水道を上水道に統合し、各地に安全でおいしい水を配水しています。

水道は、市民生活維持のために最も重要なライフラインの一つであることから、引き続き、安定性の高い水道施設・設備の整備拡充により、配水能力の向上と水質の保全を図ることが必要です。また、施設の老朽化や震災対策が課題となる中、長期的な安定供給に向けて、老朽管の更新や耐震管の導入を推進するなど、危機管理体制を充実することが必要です。

■ 基本方針

安全でおいしい水を供給するため、「第四次水道拡張事業計画」に基づき、水道施設・設備の整備や危機管理体制の拡充を図るとともに、未給水地域の解消に努めます。

また、「光市水道光合成プラン」に基づき、事業の透明性の確保と公営企業としての社会的信頼性の向上、さらには、住民の視点に立った安定的な事業経営を図るとともに、検査監視体制の強化など水質の維持管理に努めます。

■ 政策展開の方向

(1) 水道施設の機能強化と水質の維持

水を安定的に供給するため、「光市水道光合成プラン」に基づき、浄水施設の耐震化工事を進めるとともに、老朽化した水道管を耐震管に更新するなど、水道施設の機能を強化します。

また、安全でおいしい水を供給するため、検査機器、施設の整備充実や検査監視体制の強化を図ります。

（２）未給水地域の解消と簡易水道の運営

未給水地域対策として、束荷地区における配水施設整備を進めるとともに、給水区域でありながら水道管が敷設されていない地区の管網整備に努めます。

また、牛島簡易水道については、適切な維持管理により安定給水に努めるとともに、使用者負担を軽減します。

（３）広域水道事業の推進

周南市からの要請に基づき、市民への給水サービス水準を確保しつつ、周南市熊毛地域への給水事業を推進します。

（４）水道事業の健全化

将来にわたって、水道事業の健全性を確保するため、費用の徹底した削減に取り組むなど最大限の経営努力を行うことを前提に、料金水準の適正化を図るためのシステムづくりを検討します。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①水道普及率	91.7%	92.1%
②直結給水率	96.2%	向上
③水道管の耐震化率	21.6%	向上

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
浄水施設の耐震化の推進						水道局
老朽管の更新と配水管の整備促進						水道局
検査監視体制の強化						水道局
未給水地域の解消						水道局
★広域水道事業の推進						水道局
水道事業の財政健全化の推進						水道局

重点目標 1 快適な暮らしを営むために

暮らしを彩る地域情報化の推進

■ 現状と課題

コンピュータやインターネットをはじめとするＩＣＴ（情報通信技術）は、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの普及・発展と相まって、急速に進展しています。

こうした中、国においては、ＩＣＴの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会の実現を目指すため、平成２７年を目途に、全ての世帯でのブロードバンド利用を実現するという目標を掲げて総合的な取組みを進めていますが、一方で、情報端末が幅広い年齢層に爆発的に普及したことにより、機会や能力に伴う情報リテラシーや情報格差などの新たな問題も発生しています。

本市では、ＩＣＴを社会の重要な都市基盤と捉え、これまで、「地域情報化計画」に基づく公共施設の高速ネットワーク化や、地域のブロードバンド化など、ＩＣＴ環境の基盤整備の推進に努めてきましたが、今後は、情報化社会に対応できる人づくりなど、ソフト面の取組みを進めるとともに、ＩＣＴを利活用した市民本位の行政サービスや事務の効率化など、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に利用できる情報通信システムの整備を進める必要があります。

■ 基本方針

全ての市民が情報ネットワークやＩＣＴの恩恵を享受できるよう、市民の情報リテラシーの向上を図りながら、地域情報化を推進します。

また、行政情報の高度化を進め、事務の効率化や市民サービスの向上に努めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

■ 政策展開の方向

（１）ＩＣＴ（情報通信技術）利活用の推進

ＩＣＴ相談窓口の充実により市民の情報リテラシーの向上を支援し、ＩＣＴの利活用による市民生活の利便性向上を推進します。

また、ＩＣＴの利活用に関する市民ニーズに対応できるよう、ＩＣＴ講習会の充実を図ります。

(2) 電子自治体の推進

行政情報システムの充実や、各種申請や届出の電子化の推進などにより、事務処理の効率化と行政コストの削減を推進します。

また、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に利用できる情報通信システムの整備を進めるとともに、ホームページの充実や防災情報等をリアルタイムで提供するメール配信サービスの実施など、情報分野における市民サービスの向上に努めます。

(3) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティに対する職員一人ひとりの知識と意識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を強化します。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「地域情報化の推進」の満足度	14.8%	30.0%
②インターネットの利用世帯の割合	56.0%	80.0%

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
ICT 相談窓口の充実						広報情報課
ICT 講習会の実施						文化・生涯学習課 広報情報課
公共施設への情報端末の設置						広報情報課
ホームページの充実						広報情報課
行政情報システムの充実						広報情報課
行政情報のセキュリティの強化						広報情報課

重点目標 1 快適な暮らしを営むために

住みよい 安心の島づくり

■ 現状と課題

室積港から南東へ 8.4km の瀬戸内海上に位置する牛島には、66 人（平成 22 年国勢調査）が暮らしていますが、高齢化率 78.3%、5 年間の人口減少率 28.9%と、県内の他の離島と比較しても、高齢化や過疎化は著しい状況です。

島の主要産業である漁業は、水産資源の減少や就労者の高齢化など、厳しい状況にあり、今後も、漁業経営の安定化を図ることが必要です。一方、島民の生活環境については、簡易水道の適正な維持管理による水道水の安定供給をはじめ、し尿やごみの収集運搬体制を確保する必要があります。

また、牛島憩いの家デイサービスセンターや牛島診療所を中心に、保健・福祉・医療の確保を図るとともに、離島航路の維持に努めるなど、安定した生活基盤を守る必要があります。

今後は、島民の生活環境の向上や安全・安心の確保に努める一方、昔ながらの瀬戸内の原風景や、カラスバト、モクゲンジ等の希少な動植物、近代土木遺産に選奨された藤田・西崎の波止など、島の魅力を活かした島外客との交流などにより、島の振興を図っていくことが必要です。

■ 基本方針

簡易水道などのライフラインを維持するとともに、離島航路や医療の確保、衛生環境づくり、高齢者の健康づくりや生きがい対策など、生活環境の向上と安全・安心の確保に努めます。

また、牛島の主要産業である漁業の経営安定化や、貴重な自然環境や伝統文化などを活かした交流活動の促進に努めます。

■ 政策展開の方向

（１）生活環境の整備

牛島簡易水道の適正な維持管理を進め、安全な飲料水の確保に努めるとともに、使用者負担を軽減します。

また、健康診断や健康相談の実施をはじめ、介護保険サービスの安定的な提供や医師の継続的確保など医療体制と救急搬送体制の確保に努めます。

さらに、し尿やごみの運搬体制の確保に努めます。

（２）産業の振興

漁業経営の安定化を図るため、漁業施設の整備充実を図るとともに、後継者の育成支援や、島の産業の活性化を図ります。

(3) 交流事業の推進

モクゲンジ等天然資源の保護や牛島の資源を活用した交流活動を推進するとともに、ホームページや市広報等による牛島の魅力発信に努めます。

また、牛島への航路を維持するため、引き続き、国庫補助航路の指定確保に努めるとともに、「うしま丸」を活用したツアーの実施など、牛島の活性化と有限会社牛島海運の安定経営を促進します。

■ まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）
①「うしま丸」の利用客数（1日あたり）	36人	維持
②牛島デイサービスセンターの利用回数（月1人あたり）	4.4回	8回
③牛島自然観察会の参加者数・体験教室等の参加者数	272人	500人

■ 主要な事業例

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	
簡易水道の維持						水道局
医療の確保						健康増進課
救急搬送体制の確保						健康増進課
し尿・ごみの運搬体制の確保						環境事業課
高齢者の健康づくり・生きがい対策の推進						高齢者支援課
漁業施設の整備						水産林業課
離島航路の維持						商工観光課
自然環境を活かした交流事業の促進						文化・生涯学習課
カラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギなど貴重な動植物の保護・育成						水産林業課 文化・生涯学習課